

長寿医療制度・国民健康保険の保険料(税)の 年金からのお支払いについてのお知らせ

■長寿医療制度

1人当たり定額の保険料が7割軽減されていた方で、8月まで年金からお支払い頂いた方は、10月以降、年金からのお支払いはありません。納付書等によりお支払い頂いている方の保険料も、同程度軽減されます。

保険料は、お支払いの手間をおかけしないよう、原則として年金からお支払い頂くこととしています。

次の方は、10月から、年金からのお支払いに替わります。

被用者保険の被保険者であった方

(納付書等によるお支払いから、年金からのお支払いに替わります。)

被用者保険の被扶養者であった方

(初めて保険料をご負担いただくため、4月から9月までは保険料の負担がありませんでした。10月から、本来の保険料額の9割は軽減され、1割のご負担となります。)

ただし、次のいずれかに該当する方は、年金からのお支払いではなく、納付書等でお支払い頂くこととなります。

年金額が年額18万円(月額1万5千円)未満の方

介護保険の保険料と長寿医療制度の保険料の合計額が、年金額の1/2を超える方



**長寿医療制度・国民健康保険の保険料(税)の年金からのお支払いは、
これまで滞納することなく納めていただいている方については、
口座振替へ切り替えることができます。**

11月中に市役所で手続きいただければ、2月のお支払いから、口座振替にできます。

世帯主又は配偶者名義の口座からの振替にすることにより、世帯としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

<お問い合わせ先> 高齢者支援課 ☎22-3145・税務課 ☎22-3148・健康福祉課 ☎22-3167

■国民健康保険

国民健康保険に加入していた方が、就職して職場の社会保険に加入した場合や、社会保険等の扶養に認定された場合は、自動的に切り替わりませんので、切り替えの手続きが必要です。

手続きされない場合、保険税と社会保険料を二重に支払うこととなりますし、また保険給付費(診療費)の請求誤り等にもつながりますので、早め(14日以内)の届け出をお願いします。

<届けに持参するもの>

国民健康保険証、社会保険証(確認の為)印鑑

<問い合わせ先> 健康福祉課 国民健康保険係 ☎22-3167

内牧支所 ☎32-1111 波野支所 ☎24-2001